

○東京藝術大学美術学部ファクトリーラボ内規

〔平成30年7月12日  
制 定〕

(設置)

第1条 美術学部にファクトリーラボ（以下「ラボ」という。）を置く。

2 ラボの組織及び運営の方法その他必要な事項については、この内規の定めるところによる。

(目的)

第2条 ラボは、取手校地美術学部共通工房及び染め・紙漉き工房、陶芸工房、ガラス造形工房等取手校地に展開する各工房と連携し、広く社会に事業の情報を発信、効果的、戦略的に事業が展開できる体制を確立することを目的とする。

(業務)

第3条 ラボは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 社会人の工房使用事業に関すること。
- (2) 受注生産事業に関すること。
- (3) その他各工房との連携に必要な業務に関すること。

(職員)

第4条 ラボにリーダー及びその他必要な教職員を置く。

(リーダー)

第5条 ラボにリーダーを置き、美術学部の教授会構成員のうちから、教授会の審議を経て、学部長が命ずる。

- 2 リーダーは、ラボの業務を総括する。
- 3 リーダーの任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 リーダーの選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。
  - (1) リーダーの任期が満了するとき。
  - (2) リーダーが辞任を申し出たとき。
  - (3) リーダーが欠員となったとき。

(雑則)

第6条 この内規に定めるもののほか、ラボの運営等に関し必要な事項は、取手校地美術学部協議会の議を経て別に定める。

附 則

この内規は、平成30年7月12日から施行し、平成30年4月1日から適用する。